

早期に！準備に着手できるよう！

定額減税に関する 給与支払者向け説明会

(ご案内)



令和6年度税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し施行されます。給与支払者の方が令和6年6月1日以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際、から定額減税を実施することになります。

つきましては、給与支払者の方が行う定額減税のしかたについての説明会を下記日程のとおり開催します。

ぜひ早期に！準備に着手できるよう！今回の説明会を受講されますようご案内申し上げます。

日時 令和6年3月28日(木)
午後2時～(60分程度)

講師 築館税務署 総務課長
松村俊一氏

場所 市民活動支援センター多目的室 定員50名
(栗原市築館伊豆2-6-1 Tel 21-2060)

無受
料講

今後の「定額減税に関する説明会」開催予定
(各1時間程度)

◎4月24日(水) 午前10時～ ・ 午後2時～

◎5月9日(木) 午前10時～ ・ 午後2時～

◎5月24日(金) 午前10時～ ・ 午後2時～

場所：栗原文化会館 2階 大研修室 築館税務署と共催

追って
ご案内
します。

令和6年分所得税の定額減税説明会受講申込書
令和6年3月 日

事業所名 (会員・一般)	参加者名 (複数名可)
(FAX番号)	